旅行条件書 こ記載のないもの等は、当社旅行業約款によります。

#### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)さくら観光 (福島県白河市合戦版 15 番地 福島県知事登録国内旅行業第2-153 号以下「当社」という)が旅行を企画 して実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客類は当社と募集型で画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条 件は募集広告 (パンフレット等)、下記条件、確定書類(最終旅行) 程表 及び当社募集型企画旅行的続によります。

### 2 旅行の申込みと契約の成立

(1)お申込みはインターネット又は電話にてお申込みん ヤーナだきます。

(2)予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して3 日以内に旅行代金の支払いを当社指定 の方法で済ませてしていずったきます。この期間内に代金の入金額をできない場合、当社はお申込がなかったものとして取扱い、予約は自動 的に消滅します。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を興諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

#### 3. 申込み条件

(116歳未満の方が単独でご参加の場合は保護者の同意が必要です。

(21章書、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方等で特別な処置を必要とする方はお申し込み時にお申し出くだ さい、当社は可能な範囲でこれに応じます。

### 4. 旅行代金の支払い

ご旅行代金は当社が定める所定の期日までに、当社が定める所定の方法でお支払しいただきます。

#### 5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用画券機製の運賃・料金、各コースの特典、旅行取扱料金及び消費税等諸税

※上記旅行代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しまいたしません。

### 6 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締織をあっても、天災地変・戦乱・暴動・運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によ らない画美サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得 ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日 程 旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

# 7. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更したします。

(1利用する運労機関の運賃・料金が著しい経済状態の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂された時は、その改訂 差額だけ旅行代金に変更いたします。但し、旅行代金を増齢変更するときには、旅行課時日の前日から起算してさかのぼって 15 日目 にあたる日より前にお客様に通知したします。

(2第7項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加収は減少したときには、当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更す ることが有ります。

# 8 お客様による旅行契約の解除

(1)お客類は欠に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合すでに収受してい る旅行代金から所定の取消料および仮金に係る経費を差し引き払い戻しませてします。尚、契約確認され申し出は、申し込み簡所の営業時 間内にお受け致します。お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となる場合があります。

### (2取消料

お取消日		取消料
旅行開始日の前日から	10〜8 日前まで	旅行代金の20%
起算してさかのぼって	7〜2日前まで	旅行代金の30%
旅行刑費台目の前日		旅行代金の40%
統引賴台日当日		旅刊金の50%
無連絡不参加又は抗衛刑難後		旅行代金の100%

(3)お客様は次のしずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a 第6項に基づく旅行契約内容の変更のとき。
- b: 第7項に基づき旅行代金が鎌倉城Tされたとき。

- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿台総等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安 全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい時。
- d: 当社の青に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になった時。

### (4)旅行開始後

- a: お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の私い戻しをいたしません。
- b: 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様 は、当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能 になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻ししずします。
- 9. 当社による旅行契約の解除及び催行の中止

(1)お客村勅当社所定の第4項に規定する期日までに旅行社金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日 0:00 をもって旅行契約を 解除したします。

(2次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

- a: お客様か当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになった時。
- b お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる時。
- c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある時。
- d: 天災地変、戦乱、暴動、選差・宿台機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に 記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい時。

#### 10 添乗員

この旅行は添乗員は同行いたしません。

### 11. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が年配代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損

(2は客様の次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。

- a: 天災地変、戦話し、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b: 適労機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- c: 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- d: 自由行動中の事故
- e:食中毒

(3) 「おかについて生じた本項1の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申 し出があった場合に限り、おひとり様15万円を限度として賠償します。

# 12 特別財産

(1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、主催旅行診験の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激 な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の指言について、旅行者1名につき死亡神管令として、1、500万円 入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として1万円~5万円、を支払います。但し、お客様の故意、疾病に 起因する場合はこの限りではありません。

(2)当社が、本項1)に基づく補償金支払義務と第12項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたとき はその金額の限度において補償金支払義務・指書賠償義務とも履行されたものといたします。

(3契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った 損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とは致しません。

# 13. 旅程保証

(1)当社は、契約内容に下記別表の左欄に掲げる重要な変更(次に掲げる変更を除きます)及び運労機関等が契約 内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、画券機関の事席の不足が発生したことによる変更が 行われた場合は、旅行代金に記載の率を乗じた変野制賞金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払 います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又、-旅行契約についての変更・耐食金の額が1,000円未満の場合は、変更・補償金は支払いません。

変更補償命の支払り必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
多文で開展型グスがあり、VI VI安 C は 公及文	旅冊輸	旅酬後
1 契約書面に記載した旅行事始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した画光機関の等級又は設備のより低しも		
のへの変更 変更後の等級の料金の合計級が曳約書面二記載	1.0	20
した等級を下回った場合に限ります。		
3 契終書面に記載した画名機関の運動すたは会社名の変更	1.0	20

注1.「旅河開始前」とは、変更事項こっして旅河開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅河開始後」とは 旅河開始日以降にお客様に通知した場合をいい、「旅河開始後」とは

注2. 契約書面にはインターネットの予約時の「確認画面」も含みます。

(2次に掲げる事由による変更は除きます。

- a: 天災地変
- b : 単新l.
- c *暴*動
- d 官公署の命令
- e: 運送機関のサービス提供の中止
- f: 当社の運行情画によらない運送サービスの提供
- g 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- 14 お客様の青仟

お客様の、故意又は過失により当社が智書を被ったときは、当社はお客様から掲書の賠償を申し受けます。

(2) 容頼よ 当社から提供される情報を活用し、お客様の権利、義務その他の実験の内容について理解する用に努めければなりません。
(3) 容頼よ 旅行期的後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なる物と認識した時は、旅行他において速やかに当社、当社手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

# 15. 国内旅行傷害保険への加入

療気、怪我をした場合、多額の治療費、移送護等が始かる事が防ります。また事故の場合、加書者への語賞益請求や場場書金の回収が 大変困難故のか実情です。これらの治療費、移送機、また死亡・後避幸害等を担保する為、お客様ご自身で十分な額の国内が行傷害保 険こ加入する事をお勧か致します。当社のホームページからご発水致しております。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ上に明示した日となります。

# 17. 通信契約による旅行条件

当社が提携するクレジットカード会社(以下「選携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」以下「通常契約」といいます。)を条件に旅行の申込を受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱が出来ない場合があります。また取扱可能がクレジットカードの理解を受託旅行業者により異なります。)

(1) 本項でいう「クレジットカート利用日」とは、会員及び当社が協行契約に基づく旅行代金等の支払、又はお戻し債務を履行すべき 日をいいます。

② 申込に際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「クレジットカード有効期限」等を当社らに通知して頂きます。

③ 通覧終りによる旅行契約は、当社がら旅行契約の締結を利諾する旨を電話又は調査で通知する場合には、当社らかその通知を発した時に成立し、当社がらメール等の電子飛転離却による方式により通知する場合は、その通知がお客様・到達した時に成立する物とします。

(4) 当社らは規則会社のグジレットカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ」上に配献する金額の施行代金」又は「第14項に定める取消料 の支払いを受けます。この場合、施行金のグレジットカード利用日は「契約成立日」ただし、契約成立日が統領開始日の前日から起算してさかのほって14日目にあたる日より前の場合、「14日目にあたる日 (休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。

⑤ 契約解除の申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日 以内 (確認又は旅行職給後の解除の場合は、30日以内) をクレジットカート利用日として私い戻します。 (6) 与『警の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当社らは通常契約を経験し、第14項(1)の 取削料と同額の基齢が料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行金のお支払いを頂いた場合はこの 瞬りではありません。

#### 17. その他の注意事項

(1)に参加のお客類も必ず指定の集合時間までに集合場所へお集まりください。定刻に集合されない場合は、無重終不参加とみなし「ス は出発をいたします。又、それ以降の交通等の手配はできかねる場合もございますのでご了承ください。

|2申し込みコースの参加人数が管しく少ない場合は、中型・1ス、マイクロ・1ス、他生産の・1ス、タクシー等に乗り継く場合がありませ

(3)跨雪・事故・交通党帯等の適称事情、その他やむを得め事由により、出発・到資料間が大幅に異なる場合があります。又、これらにより生じるタクシー、列車、宿台代等の請求には一切応じられません。

(4)グループでのお申込で人員減の場合、不参加者の、次の座席等は一切効力を失い取消扱いとなります。

(5)手荷物、貴重品等の管理は各自の責任において行ってください。バスの興車の際の手荷物等の特別各ろしはあくまで、「ス乗発見又は 当社類のサービス行為ですので、これによる保管管理の責には応じられません。又、盗難、紛失、置き忘れについても、当社ならび に、「公会社は一切責任を負いません。

(6)インターネットで予約されるお客様については、サイト内の場所内容を全てご確認の上、予約をお願いします。又、内容の内確認によるお客様の万利益については当社の責に帰さないものとします。 旅行条件書 記載のないもの等は、当社(所言案約款によります。

# 個人情報の取り扱いこついて

株式会社さくら観光(以下「弊社」)では、個人情報を以下のように定義しています。

個人情報とは、個人に関する情報であって、氏名、住所、メールアドレス、サービスの利用配送等の個人を特定。もしくは 特定される個人の不動に関する情報を含めたものとします。

お客様の個人情報の管理にあたっては、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止のために最大限の注意を払っています。外部からの不正アクセス、または紛失、破壊、改さんなどのが刻に対しては、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施しています。

お客様のお名前、住所、メールアドレス、電話番号、ファックス番号、生年月日等々の詳細が個人情報など、弊社ウェブサイトをご利用してたく事によって弊社が知り得ご情報について、お客様の同意を得ずに第三者に明示することは預則としてありません。 ご旅行のお申し込み内容などの弊社との旅行受給取引などについても、本来のご旅行に関する業務上必要な場合を除き、他の企業等にそれらの情報を開示、提供等をすることもありません。

但し、関係省庁の命令または法令などによる開庁の必要がある場合には、上記の限りではありません。 また、弊がが行なう 旅行に関する手配、手続き、連絡等のためにこれら議権が個人情報の一部分または全部が必要が場合は、お客様の同意・承諾 を得引づ申用する事があります。

旅行企画·実施 福島県知事登録旅行業第2-153号 株式会社 さくら観光 〒961-0045

福島県白河市合戦坂 15番地 全国旅行業協会正会員